

保護者・生徒の皆様へ

県立尼崎高等学校長

緊急事態宣言の延長に伴う学校運営について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本校における教育の推進について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和3年9月10日付け「緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について」の通知により、8月20日より本県において発出されておりました緊急事態宣言が、9月30日まで延長されることとなりました。

については、2学期当初から感染防止対策に十分留意しながら学校教育活動を実施しているところですが、通知にもとづき「学校に持ち込まない、学校内で広げない」を基本に更なる感染症拡大防止に努めてまいりますので、引き続きご家庭での感染予防対策の推進などご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 学校教育活動について

- (1) 感染予防対策を実施した上で校内の教育活動を行います。
- (2) 改めて児童生徒の登校前の健康観察の徹底をお願いします。以下の場合、登校しないでください。
 - ・ 登校前の健康観察（検温等）を実施していただき、発熱等風邪症状のある場合。（かかりつけ医や発熱等受診・相談センターに受診・相談をお願いします。）
 - ・ 同居の家族に発熱（ワクチン接種後の発熱を含む）等の風邪症状やPCR検査を受けている場合。
- (3) 教育活動時における感染防止対策の徹底を行います。
 - ・ マスクの着用、換気、身体的距離の確保や手洗い、昼食時の黙食など感染症対策を徹底、机の距離を開けるなどの指導を引き続き徹底します。
- (4) 緊急事態宣言中は、県外での活動を原則として実施しません。

2 部活動について

緊急事態宣言中（8月30日から9月30日）は、原則として実施しません。

- (1) 全国大会・近畿大会（その予選を含む）等への参加及び参加に向けた活動に限り、次のように最小限で実施を可とする。
 - ・ 大会初日から起算して4週間前とする。
 - ※文化祭等が最終学年にとって部活動の最終発表会となっている場合は、大会と同様に扱う。
 - ・ 練習試合、合宿等宿泊を伴う活動は行わない。
- (2) 活動日及び時間は、「いきいき運動部活動（4訂版）」等を基本に、平日（4日）で2時間以内、土日のいずれか1日で3時間以内とする。
- (3) 部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認する。
- (4) 学校関係者（教職員、部活動指導員、外部コーチ等）以外の者（保護者、OB等）の参加を見合わせる。

3 熱中症対策について

環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」などを参考に、感染症対策に注意しながら、適切な水分補給や休憩、マスクを外しての活動など屋内外における熱中症対策を講じていきます。また、感染症拡大防止の観点から、引き続きウォータークーラーは使用停止とします。各自水筒などを持参してください。

4 その他

- (1) 不要不急の外出は慎むようにしてください。また、学習塾など習い事についても事業者の実施する感染症対策を守り、マスクの着用や速やかな帰宅など感染予防対策に努めるとともに、コンビニでの飲食、会話などを避け、速やかに帰宅するようお願いいたします。
- (2) 感染防止の強化の観点から、可能であれば不織布マスクの着用をお願いいたします。
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関わる欠席などについては、事前に保護者の方より担任に相談ください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関するストレス、心のケアについてはスクールカウンセラーの相談等もご利用ください。
- (5) 休日等学校に電話のつながらない時間帯の新型コロナウイルス感染症に関わる連絡は、すでにお知らせしているメールアドレスにご連絡ください。